

理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人小田急財団（以下「この法人」という。）の定款に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第2条 理事会は、理事長が招集する。ただし、一般社団・財団法人法および定款に別段の定めがある場合はその定めるところにより、また理事長が欠けたときは各理事がこれを招集することができる。

2 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第3条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項（議題）を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事および各監事に対して通知を発しななければならない。

2 前項の書面による通知の発出に代えて、理事および監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第4条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事長が欠席したとき、理事長が欠けたときまたは理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第5条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議の省略)

第6条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該

提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第7条 理事および監事が理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・財団法人法第91条第2項(理事の権限)の規程による報告については適用しない。

(関係者の出席)

第8条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事等の報告または説明)

第9条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、代表理事および監事または議題または当該議題にかかる議案の提案者に対しその議題または議案に関する事項の報告または説明を求めることができる。この場合代表理事または監事または議題・議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

2 一般社団・財団法人法第197条において準用する第93条第2項(招集権者)の規定により理事から招集の請求があった場合は、議長は、その理事に議題の説明を求めなければならない。また必要があるときは代表理事または監事に対してこれにかかわる意見を述べさせなければならない。

(採決)

第10条 議長は、議題について質疑および討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採択することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採択することができる。

2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採択することができる。

4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

5 議長は、採決に先立って、議題、議案および自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(議事録)

第11条 理事会の議事について、書面または電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

(議事録の配布)

第12条 議長は、欠席した理事および監事に対して、議事録の写しおよび資料を配布し、もしくは電磁的記録をもって議事の経過およびその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(決議事項)

第13条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ この法人の業務執行の決定
- ロ 代表理事ならびに業務執行理事の選定・解職
- ハ 評議員会の日時および場所ならびに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分および譲受
- ホ 多額の借入
- ヘ 重要な使用人の選任・解任
- ト 内部管理体制の整備
- チ 理事の取引の承認(第14条1項)
- リ 事業計画書および収支予算書の承認
- ヌ 事業報告および計算書類等の承認
- ル その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- イ 規則の制定、変更および廃止
- ロ 理事長および副理事長の選定・解職
- ハ 基本財産の維持、管理および処分の決定
- ニ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業その他にかかる争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第14条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- (2) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引する理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

4 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第15条 代表理事および業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が第14条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を延滞なく、理事会に報告しなければならない。

第5章 雑 則

(改 廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行い、評議員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成25年5月24日から施行する。